

群馬大学医学部附属病院光学医療診療部規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成17. 4. 1 平成19. 4. 1

平成25. 4. 1 平成26. 4. 1

平成27. 9. 8 平成30. 4. 1

令和 6. 4. 1 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院光学医療診療部（以下「光学医療診療部」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 光学医療診療部は、医療の高度化・効率化を図り、疾患に応じた検査及び治療を行うとともに、先進医療体制の整備等による臨床医学教育への支援を推進し、広く医学・医療の向上・発展に貢献することを目的とする。

(業 務)

第3条 光学医療診療部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 光学医学による新しい診断法・治療法の開発に関すること。
- (2) 卒前・卒後教育における内視鏡専門医の育成に関すること。
- (3) 地域における光学医療分野の教育的指導に関すること。
- (4) 光学医学の先進医療の高度化等に関すること。
- (5) 光学医療における感染症予防に関すること。
- (6) その他光学医療に関すること。

(職 員)

第4条 光学医療診療部に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 光学医療診療部長
- (2) 光学医療診療部副部長
- (3) 病院の主担当を命ぜられた教員のうち光学医療診療部の担当を命ぜられた者
- (4) 医療技術職員
- (5) その他必要な職員

(運営委員会)

第5条 光学医療診療部の円滑な運営を図るため、光学医療診療部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、光学医療診療部の運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 光学医療診療部長
- (2) 光学医療診療部副部長
- (3) 関係診療科から選出された教員 各1人
- (4) 各中央診療施設（光学医療診療部を除く。）から選出された者 各1人

- (5) 薬剤部から選出された者 1人
- (6) 看護部から選出された者 1人
- (7) 医療の質・安全管理部から選出された者 1人
- (8) 北病棟9階及び南病棟8階の看護師長
- (9) 医事課から選出された者 1人

(任期)

第7条 前条第3号から第9号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、光学医療診療部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、光学医療診療部副部長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報告)

第11条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に、この規程の施行日に光学医療診療部長になるべき者として選考された光学医療診療部長は、この規程により選考されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。